



# すこやか 健保



知っておきたい! 健保のコト

VOL.45

## 育児休業中の健康保険料の免除について

2021年6月に公布された「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」に盛り込まれていた育児休業等(以下「育休」)期間中の健康保険料の免除要件の見直しが2022年10月から施行されました。あらためてその内容を確認してみましょう。

従来の育休中の保険料の免除については、月末をまたぐか否かで免除されるかどうかが決まるという不公平感がありました。これを是正し、標準報酬月額に係る保険料免除の取り扱いについては、育休開始日の属する月で、その月の末日が育休期間中である場合に加え、その月中に14日以上育休を取得した場合も保険料を免除するというものです。

もう一つは、標準賞与額に係る保険料の免除基準の見直しです。これは賞与月の月末時点で育休を取得していると、賞与の支払いを受けている場合であっても賞与保険料が免除されるため、賞与月に育休を取得するケースが多いことを考慮した見直しです。具体的には、1カ月超の育休取得者に限り、賞与の保険料を免除対象にするという内容です。

保険料免除の手続きは、事業主から年金事務所、健保組合へ申出書の提出を行いますので、該当する被保険者は事業所へ育児休業の申し出のみを行えばよいことになります。

謹んで新年のごあいさつを申し上げます。本年も健保組合・健保連は、皆さんの健康維持・増進のための事業をはじめ、将来も安心して医療が受けられる医療保険制度の実現に向けた活動に取り組んでまいります。

厚生労働省は昨年11月末、2020年度の医療機関に支払われた医療費の総額である国民医療費が42兆9665億円、国民1人当たりで34万円強——と過去最高であった前年度に比べ、3・2%減少していることを公表しました。減少の主な理由は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う受診控えの影響とみられています。

ただし構成割合をみると、65歳以上が全体の61・5%、うち75歳以上が39・0%といずれも前年度を上回りました。少子高齢化の進展に伴い、高齢者の医療費の割合が増大しており、それはそのまま現役世代の負担増につながります。

既にお伝えしたとおり、「全世代型社会保障制度」の構築に向けて、昨年はいくつかの制度改

正が行われましたが、今年も引き続き、「かかりつけ医」の制度整備、介護保険制度の見直し、さらに年金制度の見直しに向けた議論も進みそうです。

さて、今年の干支は「癸卯」。癸には「物事の終わりと始まり」を意味するほか「春間近でつぼみが花開く直前」の意味も、卯には「冬の門が開き、飛び出る」という意味があり、癸卯はこれまでの努力が花開き、実り始めるというイメージです。過去の卯年をみても、時代の終わりや始まりを告げる出来事が多く起きていたとのことでした。

この3年間、コロナ禍で従来の生活に制限がかり、息苦しい状況にありました。昨年から徐々に通常の生活に戻りつつありますが、第8波の到来もあり予断を許しません。干支の意味するとおり、今年こそコロナ禍が一日も早く収束するとともに、将来を見据えた持続性のある医療保険制度の構築に向けて、大きく踏み出す年にしたいものです。

★ Special Issue

## 今年も制度改正の議論を継続

少子高齢社会における制度維持に向け